

**【軽自動車税】名義変更や
廃車等の手続きは3月中に！**

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。名義変更・廃車などのお手続きは3月中に済ませましょう。

- 各お問合せ先■
- ・50cc～125cc 原動機付自転車
▶市役所税務課
 - ・ミニカー・小型特殊自動車
▶宮古運輸事務所
☎ 050-5540-2091
 - ・軽自動車
▶軽自動車検査協会 宮古分室
☎ 050-3816-3127

問 税務課 市民税係 ☎ 72-0841

**「事業復活支援金宮古島
申請サポートセンター」設置**

国が事業者向けに行っている「事業復活支援金」の申請方法は、電子申請に限定されているため、宮古島商工会議所にサポートセンターを設置し、申請の支援を行います。

場所 宮古島商工会議所
宮古島市平良字西里240-2
琉球銀行ビル3階



設置期間 2月7日(月)～3月31日(木)

お問合せ 宮古島商工会議所 ☎ 72-2779

**令和3年度敬老祝い金
受取回答書の提出期限延長**

令和3年度敬老祝い金回答書の提出期限を3月31日まで延長しました。提出がまだの方は早めの提出をお願いします。



提出期限 令和4年3月31日(木)まで

問 高齢者支援課 ☎ 73-1964

**給 住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金**

住民税非課税世帯およびコロナの影響で収入が住民税非課税相当となった世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

支給対象世帯 ①または②に当てはまる世帯

- 令和3年12月10日(基準日)において、世帯全員が令和3年度の住民税非課税の世帯
- ①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

※①②いずれも住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

支給手続き

①に該当する世帯…

対象とみられる世帯には市から確認書を送付します(2月下旬)。確認書が届いたら、3か月以内に市に返送してください。

②に該当する世帯…

申請書・申立書に必要事項を記入して、添付書類(本人確認書類、振込先口座のわかる書類、収入額がわかる書類等)とともに福祉政策課臨時給付金担当に郵送又は直接窓口へ提出してください。

※申請書・申立書は市HPからダウンロード、または福祉政策課、各出張所にて配布。

※収入額がわかる書類は、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しも可。

支給額 1世帯あたり10万円

支給時期 受付から3週間程度

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1ヶ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税相当限度額以下であることを指します。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

詳細はホームページをご覧ください▶



問 福祉政策課 ☎ 73-1981

令和4年3月分(4月納付)から協会けんぽ沖縄支部の保険料率が変わります

- 健康保険料率(沖縄支部)
 - ※任意継続被保険者の方の保険料率は令和4年4月分(4月納付分)から変更となります。
 - ※健康保険料率は加入している支部毎に異なります。

現行	令和4年3月分～
9.95%	→ 10.09%
- 介護保険料率(全国一律)
 - ※在職時の保険証が使用できるのは退職日までです。退職の際は速やかにお勤めの事業所へご返却ください。
 - ※年に1回は健診を受けましょう。

現行	令和4年3月分～
1.80%	→ 1.64%

全国健康保険協会 沖縄支部 【お問い合わせ】
協会けんぽ 098-951-2211(音声ガイダンス4番)

**！ 景観計画区域内の無届工事が
多くなっています**

景観法に基づく届出が必要でありながら、届出をせずに建築してしまう(例えば色彩基準を超える建築物を完工など)事例があります! 場合によっては届出義務者(建物の施主様)に罰金が科せられる場合がありますので、ご注意ください。

⚠ 建築するときや建物の塗り替えのときは、まず届出対象かどうかご確認ください。

届出が必要なときは、景観計画の基準にあうように届出者と都市計画課で十分な協議を行います。皆様のご協力をお願いします。



処分等について

対象	処分等
届出行為が基準に適合しない場合	設計変更などの勧告
勧告に従わない場合	その旨を公表

罰則について

対象	処分等
無届・虚偽の届出	30万円以下の罰金
立ち入り検査等の拒否・妨害	
30日の着手制限違反	

詳しくは市ホームページまで▶▶
問 都市計画課 ☎ 73-4585



消費者相談 迷ったら相談しよう! ~クレジットカードの使い方に気をつけよう~

Q 今年の4月から18歳も大人の仲間入り。成人として親の許可なしで契約できるようになり、18歳の息子はクレジットカードで買い物をする!と意気込んでいます。親としては心配ですが、クレジットカードの使い方での注意することはありますか。

A 18歳以上の若者からの相談では、偽サイトでのクレジット決済や悪質商法の勧誘を受け高額決済したネット通販トラブルも多くあります。また、クレジットカード利用も借金なので、返済が滞ると個人信用情報にも傷が付きます。このことをよく理解したうえで、乱用しない、安易にカード情報を入力しない等の注意が必要です。困ったとき、不安なときは消費者ホットライン☎188に相談するように教えてください。



■一人で悩まず、相談しよう▶沖縄県消費生活センター宮古分室 ☎ 72-0199(平日9~12時/13~16時)